



新年を迎えて

～司法書士の基本的性格を確立し、 魅力を伝えていく～

会長 梅垣 晃一

新年を迎えて、一言ご挨拶申し上げます。昨年は、立て続いた自然災害の中、私たち会員が、市民の権利擁護の担い手(セーフティネットの担い手)として役割を果たすことができるか、幾度にもわたり試された一年間であったと思います。本年も、こうした自然災害はもちろんのこと、昨今の日本を取り巻く不安定な動向—例えば、貸金業法改正に逆行するような法制度、憲法的価値観に反するかのような情勢、貧困の連鎖を助長するような社会保障—に正面から向き合い、精力的に取り組んでいく必要があるかと思っています。全国津々浦々で地道に活動する2,800名の会員の英知と団結により、力強く活動を推進して参りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、年頭にあたり、司法書士の「プロフェッション」(ここでは、高度な知識と倫理と組織性に裏打ちされた職業の意味)について、気になるデータがありますので指摘いたします。それは、司法書士試験の受験者数です。受験者数は、平成22年をピークにして減少を続けており、本年度は平成14年法改正前の水準に落ち込んでいます。市民にとって、もはや魅力的な職能ではなくなっているのでしょうか。そうだとすれば、その原因は何でしょうか。社会的実態としての地位の低さや報酬の低さなどが目立っているからでしょうか。あるいは、不祥事報道や裁判業務に関する最高裁判決の影響などがあるのでしょうか。真の理由を特定するのは困難ですが、とにかく司法書士を目指す者が少なくなっていることは、深刻な警告を与えるものと言えます。

後進を輩出し又は育成が困難となった職能というのは、知識の承継や組織の維持が困難となり、プロフェッションたりえないでしょう。司法書士がそうあり続けようとするのであれば、その魅力を伝える何かを発信し、後進を輩出し続けなければなりません。

この点、江藤价泰教授はかつてこう述べられています。「要するに、司法書士が独自の職能を作っていくにも両側(※弁護士制度と公証人制度。筆者注)との関係があります。そこには、問題は多々あると思うのですが…《中略》…危機的状況のところまさに転機があるし、飛躍があるのではないだろうかと思います。…《中略》…基本的性格というもの、これをはっきりさせなければならぬ。それを確立するように、別な言い方をすれば、それは独自の職務内容といってもよいかもしれないのですが、そうする方向で司法書士の皆さんが一步一步前進されること、それは結局のところ、私は国民の人権・権利に資するゆえんだらうと思うのです。」

全青司は、市民の権利擁護と社会正義を標榜し、そのために存する司法書士像を模索しながら、この難題に向き合ってきました。昨年度のなら全国大会では、「不完全な法律家」たる司法書士は—それは文字通り短所と捉えられがちですが—対立構造を前提としない分親しみやすい登記業務の在り方や、当事者の主体性を尊重する紛争処理の在り方、さらに権限に制限があるゆえに他の専門職や社会資源との連携を前提とする相談や依頼の受け方は、市民の司法アクセスの向上を図るうえで優位性があるのではないかと指摘がありました。私は、そこに司法書士の基本的性格を位置づけるヒントが存すると確信しています。

日々の業務を振り返れば、司法書士には広範で無尽蔵な法的需要が寄せられていることに気づかされます。その一つ一つに真摯に向き合い、市民の不安と期待に愚直に寄り添いながら、私たちの基本的性格を確立し、同時に、魅力を発信していくこと。これが、司法書士全員に課せられた課題であると思います。

1 江藤价泰、『司法書士の社会的役割と未来 歴史と法制度改革を通じて』327-328頁、日本評論社、2014年